

1 身なりに関する規定

1 服装規定

①冬の服装

- ❖男子学生服は、日被連のマークのついた標準型
- ❖制服の下は、カッターシャツを着用。体温調節をする場合、セーター・カーディガン・ベスト(色は黒・紺)をカッターシャツの上に着用してもよい。
- ❖男子ズボンは、日被連のマークのついた標準型
 - マークがあってもタック入りは不可
- ❖女子セーラー服は、紺のサージのセーラー服。えり、そでに3本の白線。
 - ネクタイを常時着用。セーラーの後衿からネクタイの先(三角形)を出すことは禁止。
- ❖セーラー服の下は、体温調節をする場合、セーター、カーディガン、ベスト(色は黒・紺)を着用してもよい。
- ❖女子スカートの長さは、床に膝を付けて立ち、スカートの裾が、床につく長さを超えること。
 - スカートの裾を切ったり、腰でスカートを折ったりしない。
- ❖冬季、手袋・マフラー・ネックウォーマーは、通学時は着用してよいが、玄関に入る前に取り外し、校舎内では使用しない。(冬季に入って許可期間を示す)

②夏の服装

- ❖男子上衣は、半袖の白のカッターシャツ、又は、半袖の開襟シャツ。但し、アレルギー性皮膚炎等身体の状況により、長袖を希望する場合は、学校(担任)に相談する。
- ❖男子下衣は、冬のズボンに準じる。
- ❖女子上衣は、半そで白色セーラー服(えりは白地、紺の3本線)
- ❖セーラー服の下は、下着を着用する。(色は白、ワンポイントは可)
- ❖女子下衣は、冬のスカートに準ずる。

③その他

- ❖クツ下は、男子、女子とも白で無地(ワンポイントは可)
 - くるぶしソックスはいけない。(床から10cm以上の長さが必要)
 - 中に折り込んだり、折ってはかない。
- ❖クツは、男子、女子とも夏冬の区別なく、ひもつきの全てが白色で布製又はビニール製のもの。ラインも白でスポーツに適したもの。ハイカットは不可。
- ❖上履は、本校規定の上履シューズ
- ❖体育館シューズは、本校規定の体育館シューズとシューズ袋
- ❖シューズ袋の色は学年カラーに揃える。(1年:青, 2年:赤, 3年:黄) H31年度

- ❖カバンは、学校規定のカバン
- ❖カバンに入らない場合はサブバッグの使用を認める。サブバッグは、あくまで補助的なものであり、派手でないものを使用すること。(色は黒、紺、茶、白など)
- ❖名札は、左の胸部に本校規定の名札をつける。

④シャツ(下着)

- ❖白色のもの。他の色や柄のあるものは不可。(小さいワンポイント可)

⑤ベルト(男子)

- ❖黒か紺色。金具の多いものやバックルの大きいものなどは不可。

⑥登下校

- ❖原則、制服を着用する。土日・祝祭日・長期休業中は、部活動の練習着及び体育の服装での登校を許可する。

⑦防寒着

- ❖冬季登下校時、部活動で認められているウインドブレイカーを着用してもよい。
- ❖部活動のウインドブレイカーを持っていない場合は、それに準じた派手でない(黒白紺茶)の無地の防寒着を着用してもよい。
- ❖校舎内で着用はしてはいけない。

⑧名札忘れ・ネクタイ忘れの指導

- ❖名札の紛失や未着用の場合は、職員室で指導を受け、新しく名札(¥110)を購入するか、紙でつくったネームカードをつける。
- ❖ネクタイ忘れは、生徒指導主事が管理する貸し出し用ネクタイを、着用して生活する。下校時には必ず返す。

2 頭髪規定

- ❖頭髪は、生来的なものとし、学業を妨げないような髪型、長さとする。

・男女共通

- ❖前髪はたらして、眉を超えない。
- ❖髪型を変形・変色させてはいけない。
 - 変型とは、パーマ(ストレートパーマも認めない)・そり込み(ライン)・左右非対称カット・一部を極端に伸ばすか切る・不自然に立てる・その他不自然なカットをいう。
 - 変色とは、脱色・染色のことをいう。また、ドライヤーのかけ過ぎ等による髪の変色にならないように留意する。
- ❖整髪料を使用しない。
- ❖鏡・整髪料を持参しない。
 - 茶髪等の染髪、ワックス等の整髪料の使用、化粧、女子の付け毛(エクステ)等については、校内での改善が不可能な場合、保護者に連絡し家庭で、改善して登校させる指導もある。

男子

- 横髪は、耳にかからない。後ろは、えりにかからない。ピンは、不可。

女子

- 横髪・後髪はえりにかかるようなら、後ろをゴムで結ぶ。結ぶ位置は、一つで結ぶ場合は正面から見えない位置の後方とし、二つで結ぶ場合は耳以下とする。髪を編み込むなどしない。ゴムの色は、こげ茶・黒・紺に限る。リボンその他の飾りはつけてはいけない。
- ピンを使用する場合、黒色のものを使用する。
- 横髪を垂らさない。
- パッチン止めは、不可
- 前髪だけを正面で上げ、ピンで止めたり、ゴムでくくったりしない。前髪を後髪と一緒にくくるのはよい。前髪をピンで留める場合は、横で止める。



3 顔や身体について

ピアスの禁止について

- ピアス(透明なピンを含む)の着用は禁ずる。
- ピアスの着用を確認した場合、特別な指導をする。穴をふさぐ努力をするよう指導する。ピアスをその場で外しても、穴をふさぐ努力をしていないとみなされる場合、すぐに保護者に電話連絡し、来校を求める。保護者と共に今後の反省の方法や家庭で指導の徹底をお願いします。
- 眉毛を剃ったり、抜いたりしない。
- 化粧、脱色、アクセサリー(ネックレス・ブレスレット・ミサンガ等)の禁止
- アイプチ、カラーコンタクト、エクステ等の禁止
- 足首のミサンガの禁止

2 持ち物について

1 学業に不必要な物品の持ち込みについて

- ①携帯電話等、学業に不必要な物品の校内への持ち込みを禁ずる。
 - 不要な物品の持ち込み違反があった場合は、その場で預かり、担任や学年職員で特別な指導をする。
 - 預かった不要物品は、指導後も生徒に返却せず、保護者と連携し返却する。その際、不要物品の内容にもよるが、原則、本人と保護者の学校面談による指導後、返却する。保護者の対応が難しい場合でも、保護者来校時か、職員による家庭訪問時に保護者に直接返却する。(原則、一週間学校で預かる。)

②不要な物品の例

❖アメ・ガム等の菓子類, 煙草・電子煙草・ライター・マッチ類, 携帯電話や携帯情報端末類, 音楽プレーヤー類, ゲーム機とそのソフト類, マンガ, 雑誌類, アクセサリー類, 化粧品類, 必要以上の金銭, プリクラ(文房具等に貼らない), カメラ等の機器, 写真類, おもちゃ類, その他必要でないと思われるもの

❖カバンやサブバッグにマスコットや小物はつけない。

❖不必要なお金や必要以上のお金を持ってこない。

❖自分が財布を身に付けておくことができない場合は, 先生に預けておくことが必要。

❖カバンの中に入れておくことは禁止。

❖ポケットに入らないくらい大きな財布も禁止。

❖体育, 技術等で体操服に着替え, 財布を身に付けることができない場合は, 担任の先生に預けておく。(朝の会又は気づいた時点で, 授業前に担任の先生か学年の先生に預ける。)

③トラブル防止のため, 物品や金銭の貸し借りをしない。

❖パン代を忘れた場合は, 先生に相談する。

3 携帯電話について

1 携帯電話や携帯情報端末類の学校への持込は禁止。

❖①携帯電話の使用については, 次のような危険性を考慮し, 生徒は保護者の指導や管理なしに, 契約や所持・利用(インターネット・ライン・SNS等)をしない。

❖出会い系サイト等, 犯罪に巻き込まれる。

❖情報モラルの不十分な状態で, 特にメールや掲示板を活用する中で, トラブルが生じる。

❖保護者が把握できないような交友関係(他校の学生や社会人)につながり, トラブルに巻き込まれる。

❖ゲームやメールなどに依存し, 多くの不必要な時間を費やすようになる。

❖②使用する場合は, 未然防止・危機管理のため, 次の点に留意する。

❖ア 利用方法: 家庭のルールを決め保護者による指導・管理のもとで利用する。

❖イ 利用時間: 原則, 午後9時以降は使用しない。

❖ウ 事故対応: 保護者の責任で, フィルタリング等の防犯対策を施す。
トラブルが起こった場合は, 保護者の責任で対処する。

❖③学校への持込(登下校も含む)は禁止する。

❖生徒の家庭への連絡の必要が生じた場合は, 担任を通すか学校設置の公衆電話を利用すること。

❖家庭からの緊急連絡は, 担任等をもって迅速に対応する。

④やむを得ず、学校に持っていく必要がある場合は、次のような対応を行う。

▶許可基準：保護者から正当な理由の届け出があり、学校が必要だと判断した生徒のみ、その期間学校への持込を許可する。

▶許可した場合の約束

- ▶生徒は登下校中、原則電源を切っておく。
- ▶生徒は登校したらすぐに職員室に携帯を預け、下校時に受け取る。
- ▶通学中の路上等で携帯電話を鞆から出したり、電話をかけたらない。

2 学校内への無許可の持込があった時の指導

①許可なく持ち込んだ場合、学校で預かる。

②返却は、保護者かもしくは本人と保護者に直接返却する。

4 登校・始業・下校まで

1 通学方法について

▶①原則、徒歩による通学を推奨するが、手続きの上、自転車通学規定の遵守を条件に、通学許可が下りた者だけ、自転車による通学を許可する。

▶②学校選択制や学区外通学等により、徒歩や自転車以外の通学の生徒においては、通学方法と経路を十分に保護者と確認し、可能な限り公共交通機関を利用し、自力で登校するようにする。

2 自転車通学について

▶①学校坂道を自転車に乗ったまま上り下り、二人乗り、傘差し等の片手運転、他の生徒へ自転車を貸す等の危険行為を禁じ、違反した場合は、1回目1週間、2回目1ヶ月間、学校で自転車を預かり、その間の自転車通学許可を停止する。

▶②自転車通学停止中の無許可自転車通学や、違反3回目については、年度内の自転車通学許可を取り消しとする。

▶③地域への駐輪は、その駐輪が無断、了解に関わらず、また本人が自転車通学許可、無許可に関わらず、1週間の自転車預かりとし、その間の自転車通学許可を停止する。

▶④部品交換や交換まではしないが、自転車のハンドルを上上げる等の改造をし注意による改善がなされない場合、危険行為と同等として指導する。

▶⑤変形ハンドルやドロップハンドル、ステップ、日よけ等は禁止である。

	自転車通学許可生徒	自転車通学無許可生徒
危険行為 (二人乗り・坂道乗車・傘差し 運転・ヘルメットとあごひも未 着用・他への自転車貸し) 交通ルールが守れない	初回目…1週間の預かり 2回目…1ヶ月の預かり 3回目…1年間の 許可取り消し	初回目…1週間の預かり 2回目…1ヶ月の預かり
放置自転車	毎 回…1週間預かり	毎 回…1週間預かり

※ 詳しいことは、『自転車通学規定』に示している。

3 朝の遅刻について

- ❖①遅刻は、8時25分に教室で着席をしていなかった場合とする。
- ❖②遅刻をした生徒は、職員室前で先生の指導を受ける。
 - ぎりぎりであっても教室で遅刻と判断されれば、職員室前に移動し指導を受ける。
- ❖③遅刻指導は、遅刻に至った生活の経過や理由を記録用紙に記入し、先生の指導を受ける。
- ❖④遅刻者は、原則「朝の会」には参加せず、指導の中でその日の連絡事項を確認する。
- ❖⑤遅刻指導後も改善されない場合は、保護者に連絡し、家庭での指導と協力を要請する。
 - 1週間に2回の遅刻者は、生活の改善がされないと判断し、家庭と連絡をとる。
 - その後改善されない遅刻者は、3者で(本人・保護者・先生)生活改善について学校で指導と協力の仕方について話し合いの場を持つ。

4 朝練習(部活動)による遅刻について

- ❖①部活動の朝練習を実施する(7時30分～8時15分)場合は、部活担当の提案に基づいて実施するが、部活の朝練習をしての遅刻は、原則、下校時刻違反の指導と同じである。
- ❖②朝練習については、各部の任意で行っているため、朝練習に参加したことで「朝の会」に遅刻した場合は、その責任が部にあるものとする。生徒指導部の判断で、個人の責任であればその生徒に、部全体の責任であれば部として、1週間の部活動停止をする。
 - 朝練習の活動時間は、7時30分～8時15分
 - 部室の鍵の貸し出しは、7時20分からとする。

5 下校時間 (校門を通過し，学校の敷地外に出ることを下校と判断する)

- ①部活動に参加せずに下校する場合は，完全下校の時刻は，16時30分とする。その帰宅途中で買い食い等の問題行動を起こした場合は本人の責任によるものとし，生徒指導部の判断で反省をさせる。
- ②部活動に参加する場合，定められた時間までに下校する。定めた時刻以降に下校した場合，責任は部のものとする。また，部活動に参加後の帰宅途中で買い食い等の問題行動を起こした場合の責任も部のものとする。ただし，その行為が個人の責任によるものであれば，その生徒は1週間の部活動停止をし反省をさせる。その決定は，生徒指導部会によって判断する。

	4月～9月	2・3・10月	11月～1月
月～金	17時45分終了 18時00分下校	17時15分終了 17時30分下校	16時45分終了 17時00分下校

1 問題行動に対する「特別な指導」

1 「特別な指導」

問題行動を起こした生徒や指導に従えない生徒に対して、よりよい充実した学校生活を行うために、一定の期間、教室以外の別の室で、指導や支援をしていく。

- ①別室で問題行動の事実関係や背景等に関して指導を受ける。
- ②別室で反省指導を受ける。(1日～5日)
- ③別室で学習活動と生活の振り返りをする。
- ④反省が深まらない場合は、別室での指導を継続する。
- ⑤別室での反省に従えない場合は、保護者に迎えに来てもらう。
- ⑥犯罪に当たる事件は、警察や他の機関と連携する。

2 次のような問題行動を起こした場合特別な指導を行う。

●①法令・法規に違反する行為

- ✦飲酒・喫煙(1)
- ✦暴力・威圧・強要行為(1～3)
- ✦建造物・器物損壊(1)
- ✦窃盗・万引き(1)
- ✦性に関するもの(2)
- ✦薬物等乱用(3)
- ✦交通違反(自転車の二人乗りや信号無視も含む)
- ✦刃物等所持(1)
- ✦その他法令・法規に違反する行為(1～5)

※ ()内は、特別な指導の期間である。
行為の内容や反省の様子によって、
日数や時間は、変わってくる。

●②本校の規則等に違反する行為

- ✦服装・頭髪違反
- ✦喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ✦いじめ(1～5)
- ✦カンニング
- ✦登校後の無断外出・無断早退
- ✦授業エスケープ
- ✦指導に従わないなどの指導無視及び暴言等(1)
- ✦学校が教育上指導を必要と判断した行為(1～5)

3 学校の建造物や物を破損させた場合

- 生徒が、学校の建造物や物を破損させた場合、本人と保護者がその修繕の責任を持つ。
- 生徒が、机に傷を入れた場合も同様に、天板の交換等本人と保護者がその修繕の責任を持つ。
- 学校の建造物や物への落書き等の行為も本人と保護者がその修繕の責任を持つ。

目次

生徒指導規程

1	身なりに関する規定	1
1	服装規定	1
2	頭髪規定	2
3	顔や身体について	3
2	持ち物について	3
1	学業に不必要な物品の持ち込みについて	3
3	携帯電話について	4
1	携帯電話や携帯情報端末類の学校への持込（登下校も含み）は禁止。	4
2	学校内への無許可の持込があった時の指導	5
4	登校・始業・下校まで	5
1	通学方法について	5
2	自転車通学について	5
3	朝の遅刻について	6
4	朝練習（部活動）による遅刻について	6
5	下校時間（校門を通過し、学校の敷地外に出ることを下校時刻の判断とする。）	6
	特別な指導に関する規程	8
1	問題行動に対する「特別な指導」	8
1	「特別な指導」	8
2	次のような問題行動を起こした場合特別な指導を行う	8
3	学校の建造物正面や物を破損させ後した場合	8